

# 診療科目の表章について

本調査における診療科目は、医療法において広告が認められている診療科目である。

医療機関が標ぼうする診療科名については、従来、医療法施行令に具体的名称を限定列挙して規定していたところであるが、適切な医療機関の選択と受診を支援する観点から、身体の一部や患者の疾患等、一定の性質を有する名称を診療科名とする柔軟な方式に改められ、平成20年4月1日から施行されたところである。

(参照：平成20年3月31日医政発第0331042号医政局長通知「広告可能な診療科名の改正について」)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/kokokukisei/dl/kokokukanou.pdf>

この改正を受け、本調査において調査項目を変更し、統計表においては以下のとおり表章することとした。

なお、上記標ぼう診療科名の改正が影響しているところもあると考えられることから、診療科目別統計表については、年次推移の単純比較は行わないこととした。

平成20年以降の調査

1	内科
2	呼吸器内科
3	循環器内科
4	消化器内科(胃腸内科)
5	腎臓内科
6	神経内科
7	糖尿病内科(代謝内科)
8	血液内科
9	皮膚科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	感染症内科
13	小児科
14	精神科
15	心療内科
16	外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	乳腺外科
20	気管食道外科
21	消化器外科(胃腸外科)
22	泌尿器科
23	肛門外科
24	脳神経外科
25	整形外科
26	形成外科
27	美容外科
28	眼科
29	耳鼻いんこう科
30	小児外科
31	産婦人科
32	産科
33	婦人科
34	リハビリテーション科
35	放射線科
36	麻酔科
37	病理診断科
38	臨床検査科
39	救急科
40	歯科
41	矯正歯科
42	小児歯科
43	歯科口腔外科

(参考)平成19年以前の調査

1	内科
2	呼吸器科
3	消化器科(胃腸科)
4	循環器科
5	小児科
6	精神科
7	神経科
8	神経内科
9	心療内科
10	アレルギー科
11	リウマチ科
12	外科
13	整形外科
14	形成外科
15	美容外科
16	脳神経外科
17	呼吸器外科
18	心臓血管外科
19	小児外科
20	産婦人科
21	産科
22	婦人科
23	眼科
24	耳鼻いんこう科
25	気管食道科
26	皮膚科
27	泌尿器科
28	性病科
29	こう門科
30	リハビリテーション科
31	放射線科
32	麻酔科
33	歯科
34	矯正歯科
35	小児歯科
36	歯科口腔外科